

18西審国第6号  
平成18年8月23日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 清水 文子

諮問第2号に対する答申書

平成18年8月23日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

一部負担金の負担割合について

答申事項

1 一部負担金の負担割合について

西東京市国民健康保険条例第8条第4号に規定する被保険者

10分の2から10分の3へ

2 施行期日

平成18年10月1日